

議事要旨(5) 過年度遡及修正専門委員会における検討状況について

新井常勤委員（専門委員長）及び五反田屋専門研究員より、これまでの過年度遡及修正専門委員会における検討状況について、6月公表予定の「検討の整理」の後半部分を中心に説明が行われた。説明の概要は以下のとおりである。

- ・減価償却方法の変更の取扱いについては、米国会計基準と同様に、減価償却方法は会計方針であるが、その変更と「見積りの変更」との区分が困難であるため、「見積りの変更」として取り扱い、遡及適用は求めないこととしている。遡及適用を求めない点は IFRS と同様である。
- ・臨時償却については、見積りの変更の処理との整合性に欠けることや、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、臨時償却を認めない方向としている。
- ・誤謬の修正再表示については、実務上不可能な場合の取扱いについて、IFRS では定めがあるものの、米国基準では過去の財務諸表に関する会計基準準拠性の問題からこのような取扱いは設けられていない。「検討の整理」では、IFRS と同様に取扱いを定める方向で検討している。第 29 項の期首における累積的影響額が不明な場合の規定を設けると、当期の損益計算書の適正性が保たれないという問題が指摘されているものの、関連諸制度との関係整理のために、現段階では記述を残している。

当該説明に対する委員等からの主な質問及び事務局からの回答は以下のとおりである。

- ・「減価償却方法の変更の取扱い」（第 25 項）の表現について、会計方針の変更であるものの見積りの変更であるとするのであれば、「会計方針の変更として扱わない」という表現とすべきはないかという意見があった。事務局からは、これまでの検討を踏まえ、減価償却方法は会計方針であり、その変更については見積りの変更との区別が困難な会計方針の変更であるとの考え方を採っているとの回答があった。また、それゆえに、減価償却方法を変更する場合の正当な理由の記載も、これまでどおり求めることになっているが、表現ぶりについては再度検討する旨の回答があった。
- ・「修正再表示が実務上不可能な場合の取扱い」（第 27 項～第 29 項）について、誤謬が修正されない場合には財務諸表が適正でないのは明らかである以上、財務諸表の適正性を担保できないような定めを会計基準に設けるべきではないという意見があった。事務局からは、専門委員会では逆にこの取扱いを設けないとすると、修正再表示が不可能な場合の実務はどのように行うのかという点を懸念する意見が複数あったとの説明があった。なお、IAS 第 8 号では、第 29 項に該当する規定は、実務上可能な範囲で修正する方が、修正しないよりはいいという実務上の取扱いであるというコメントがあった。
- ・一般的な重要性の考え方については記載されているのか、重要性も勘案した実務を踏まえた検討を要請する意見があった。事務局からは、重要性基準を会計基準で定めることは難しいことから、第 49 項において一般的な重要性について記載しているという説明があった。なお、IAS 第 8 号でも、重要な誤謬という表現を「誤謬」という表現にしており、重要性は一般原則に従うこととしたというコメントがあった。
- ・監査上、誤謬の修正再表示の可否と重要性をどのように考えるかについて検討してほしいという意見があり、事務局からは、「検討の整理」の公表により、監査も含めた関連諸制度との調整を行うという説明があった。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。